

## 香美市キービジュアル使用取扱要綱

香美市告示第161号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市（以下「市」という。）のPR並びに観光資源及び特産品の宣伝普及を目的に香美市キービジュアル（以下「キービジュアル」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン)

第2条 キービジュアルの基本デザインは、別表に定めるとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 キービジュアルは、次のいずれかに該当する場合において、使用することができる。

- (1) 行政サービスの提供を行うとき。
- (2) 市の事業又は市が認めた事業で使用するとき。
- (3) 市の観光資源及び特産品の宣伝普及に寄与すると認められるとき。
- (4) 市のイメージを広く周知することができると思われるとき。
- (5) その他市長が使用の許可を認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キービジュアルの使用を禁止する。

- (1) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動及び射幸心をあおる事物に使用しようとするとき。
- (4) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (5) 市の品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (6) キービジュアル並びに香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用手続)

第4条 キービジュアルを使用しようとする者（以下「使用予定者」という。）は、あらかじめ香美市キービジュアル使用許可（変更）申請書（様式第1号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、報道機関等が報道若しくは広報の目的で使用する場合又は市が使用する場合は、申請を省略することができる。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定により香美市キービジュアル使用許可（変更）申請書（様式第1号）の提

出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、香美市キービジュアル使用許可(変更)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用条件)

第6条 キービジュアルを使用する者(以下「使用者」という。)は、キービジュアルを使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) キービジュアルは、定められた形、色等の規格に沿って正しく使用し、一切の改変をしてはならない。
- (2) キービジュアルの使用により製作又は改良した物件(以下「製作物」という。)には、原則として次の著作権表示を明示し、やむを得ない場合は事前に相談すること。ただし、キービジュアルのエンブレムのみを使用する場合は著作権表示を明示しなくともよい。

〈キービジュアルに使用する香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクター〉	〈表示〉
① 香美市イメージキャラクターの13体のいずれかを使用する場合	香美市イメージキャラクター 本件キャラクター名 ©やなせたかし
② 香美市星のキャラクター「カミーティア」のみを使用する場合	香美市星のキャラクター カミーティア ©やなせたかし
③ 香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクター全てを使用する場合	香美市キャラクター 本件キャラクター名 ©やなせたかし

- (3) 許可した用途のみに使用すること。
- (4) 使用者は、物件の製作(改良を含む。)開始前に、完成の状態が分かる資料を速やかに市長に提出しなければならない。
- (5) 使用者は、その使用に際して商標登録出願を行うことはできない。
- (6) 著作権者よりキービジュアルの使用方法や製作物について、申入れ又は申立てがあった場合は、使用者は市の指導に従い対処しなければならない。

(使用内容の変更)

第7条 使用予定者又は使用者は、第5条の規定により許可を受けた使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第4条の規定に準じてその手続をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の内容について変更の申請があったときは、第5条に準じて措置するものとする。

(使用の中止又は廃止)

第8条 使用予定者又は使用者は、使用を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ香美市キービジュアル使用中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用について中止又は廃止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は香美市キービジュアル使用許可取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第9条 市長は、前条第2項の規定にかかわらず、使用予定者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この告示及び告示で定める様式に付した条件等に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消すときは、前条第2項に規定する通知書により使用予定者又は使用者に通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 使用予定者又は使用者は、キービジュアルを使用するにあたり貸与した市の電子データ等の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 無断で第三者に貸与しないこと。
  - (2) 第三者に譲渡、移転及び複製しないこと。
  - (3) 使用期間が終了したとき、使用を中止又は廃止したときは、市の指示に従い、直ちに破棄、削除すること。このとき、香美市キービジュアル等破棄・削除証明書（様式第5号）を提出しなければならない。
  - (4) き損、紛失等（電子媒体の内容の誤消去を含む。）が無いよう適正に管理すること。
- 2 使用予定者又は使用者は、キービジュアルを使用して物件を製作又は改良する場合において、第三者にその業務を委託するときは、第三者に対し、貸与した市の物品の取扱いについて前項各号の規定について遵守させなければならない。
- 3 使用者は、製作物の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 製作物が電子データであるときは、無断で第三者に貸与しないこと。
  - (2) 製作物が電子データであるときは、必要以上に複製しないこと。
  - (3) 製作物が電子データであるときは、キービジュアルの部分のデータを抽出し、かつ、保存しないこと。
  - (4) 許可を受けた方法以外で、第三者に譲渡、移転、複製しないこと。
  - (5) 第三者に貸与するときは、第2条に規定する事項を第三者に周知すること。
  - (6) 第6条第1項各号の使用条件を満たしていないと認められるときは、速やかに不備を補正す

ること。

(7) 適正に管理すること。

(報告等)

第11条 市長は、必要に応じて使用予定者又は使用者に対してキービジュアルの使用の遂行状況等の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前条第1項第3号に定める規定について、必要な場合、破棄・消去の証明に関する監査を適宜行うことができる。

(使用管理簿の作成)

第12条 市は、キービジュアルの使用状況を明らかにするため、香美市キービジュアル使用管理簿を作成しなければならない。

(物件管理台帳の作成)

第13条 市は、キービジュアルの物件の作成状況を明らかにするため、香美市キービジュアル物件管理台帳を作成しなければならない。

(使用料)

第14条 キービジュアルの使用料は、無償と有償に区別されるものとする。有償の使用である場合は、香美市キャラクター使用取扱規程（平成20年香美市告示第69号）の規定に基づき、香美市キャラクター使用許可（変更）申請書を提出し、使用料を支払わなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、キービジュアルの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年9月4日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改定前の香美市イメージキャラクター使用取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、令和7年2月26日から施行する。

別表（第2条関係）

香美市キービジュアル

デザイン

説明



エンブレムと香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクター全てを使用した基本となるキービジュアル



基本となるキービジュアルの縦型



基本となるキービジュアルの横型

	<p>エンブレムと香美市イメージキャラクター又は香美市星のキャラクターのいずれか1体を使用したキービジュアル</p> <p>キャラクターは香美市イメージキャラクター又は香美市星のキャラクターから選択できます</p>
	<p>キービジュアルのエンブレム</p> <p>エンブレムのみでの利用も可能です</p> <p>※エンブレムのみでの利用に、有償区分はありません。</p>

[著作者及び著作権者]

香美市イメージキャラクター及び香美市星のキャラクターの著作者はやなせたかし、著作権者は株式会社やなせスタジオです。

様式 略